

特定非営利活動法人日本ハラール開発推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本ハラール開発推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区南青山5丁目4-27-104パルビゾンビル902に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ハラール食・文化を正しく広め、日本国内企業へのハラール制度の導入を促進することによりハラール日本製品の海外輸出、イスラム圏観光客の誘致を通し、日本経済の活性化を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 日本国内の企業・施設のハラール化推進、ハラールに関する研修の実施、ハラール認定までのサポートに関する事業。
 - ② マスコミ、公的機関と連動して展示説明会を開催するなどの方法で日本企業へハラールの浸透を図る。
 - ③ 国内で研修への講師の派遣、海外での研修の実施などの方法で日本企業へのハラール研修の実施を支援する。
 - ④ 日本企業のハラール申請の代行、申請関係書類の翻訳、申請・取得に関するア

ドバイスなどにより、ハラール認定に必要なサポートを行う。

- ⑤ イスラム圏の観光客を日本へ、誘致するハラールツーリズムに必要な日本国内の企業・施設のハラール化の推進、イスラム受け入れのための研修を実施するなどの、受け入れ施設として承認されるようサポートを行う。

(2) その他の事業

① 商品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合には、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人から12人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人から4人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項、第 2 項及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押

印（電磁的方法による場合も含む。）しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったと見なされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったと見なされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印(電磁的方法による場合も含む。)しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業会計及びその他の事業会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 錫村 民生

副理事長 占部 治

同 落合ひふみ

同 山田 誠

理事 仲村 重信

同 渡 常夫

同 KARADENIZ MURAT OZGUR

(カラデニズ ムラット オズグル)

同 SAKAR CEM

(シャカール ジェム)

同 NAJMI FERESHTEH

(ナジミ フェレシテ)

監事 遠山 泰

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2012 年 09 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から 2011 年 9 月 30 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2011 年 9 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 1,000 円
正会員会費 1 万円 (1 年間分)

(2) 賛助会会員入会金 1,000 円

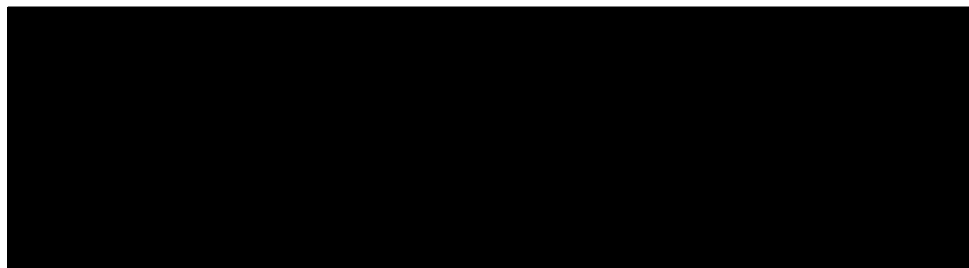
賛助会員会費

法人 10 万円 (1 年間分)

個人 5,000 円 (1 年間分)

附 則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。



2023年度

事業計画書

特定非営利活動法人日本ハラル開発推進機構

1 事業実施の方針

(1) 国際協力活動

企業の海外での事業活動促進を支援するためのセミナー、研修会等を積極的に実施する。

(2) 経済活動活性化促進活動

企業の商品開発、販路開拓などを活性化するための相談会、コンサルテーションを実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【300】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
① 日本国内の企業・施設のハラール化推進、ハラールに関する研修の実施、ハラール認定までのサポートに関する事業	国内の企業・施設のハラール化推進、ハラールに関する研修・相談サポートの実施	4回/年	各企業他	2人	一般企業	40人	80千円
② マスコミ、公的機関と連動して展示説明会を開催する方法で日本企業へハラールの浸透を図る。	展示会などの参加、説明会の開催などにより、ハラールの広報を実施	2回/年	展示会場	1人	一般企業	60人	120千円
③ 国内で研修への講師の派遣、海外での研修の実施などの方法で日本企業へのハラール研修の実施を支援する。	企業でのハラール研修に講師を派遣	5回	各企業	1人	会員企業	30人	100千円
④ 日本企業のハラール申請の代行、申請関係書類の翻訳、	企業からの要請に応じてハラール申請に関する	随時	各企業他	1人	一般企業	未定	0千円

申請・取得に関するアドバイスなどにより、ハラール認定に必要なサポートを行う。	アドバイスをを行い、必要に応じてハラール申請を代行						
⑤ イスラム圏の観光客を日本へ、誘致するハラールツーリズムに必要な日本国内の企業・施設のハラール化の推進、イスラム受け入れのための研修を実施するなどの、受け入れ施設として承認されるようサポートを行う。	インバウンド受入志向の企業を対象に対応方法の相談事業を実施	5回	各企業	2人	一般企業	10人	50千円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
商品販売事業	実施内容未定				0千円

2024年度

事業計画書

特定非営利活動法人日本ハラル開発推進機構

1 事業実施の方針

(1) 国際協力活動

企業の海外での事業活動促進を支援するためのセミナー、研修会等を積極的に実施する。

(2) 経済活動活性化促進活動

企業の商品開発、販路開拓などを活性化するための相談会、コンサルテーションを実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【480】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
① 日本国内の企業・施設のハラル化推進、ハラルに関する研修の実施、ハラル認定までのサポートに関する事業。	国内の企業・施設のハラル化推進、ハラルに関する研修・相談サポートの実施	4回/年	各企業他	2人	一般企業	40人	80千円
② マスコミ、公的機関と連動して展示説明会を開催する方法で日本企業へハラルの浸透を図る。	展示会などの参加、説明会の開催などにより、ハラルの広報を実施	2回/年	展示会場	1人	一般企業	60人	120千円
③ 国内で研修への講師の派遣、海外での研修の実施などの方法で日本企業へのハラル研修の実施を支援する。	企業でのハラル研修に講師を派遣	10回	各企業	2人	会員企業	60人	150千円
④ 日本企業のハラル申請の代行、申請関係書類の翻訳、	企業からの要請に応じてハラル申請に関する	随時	各企業他	1人	一般企業	未定	30千円

申請・取得に関するアドバイスなどにより、ハラール認定に必要なサポートを行う。	アドバイスをを行い、必要に応じてハラール申請を代行						
⑤ イスラム圏の観光客を日本へ、誘致するハラールツーリズムに必要な日本国内の企業・施設のハラール化の推進、イスラム受け入れのための研修を実施するなどの、受け入れ施設として承認されるようサポートを行う。	インバウンド受入志向の企業を対象に対応方法の相談事業を実施	10回	各企業	4人	一般企業	20人	100千円

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
商品販売事業	実施内容未定				0千円

2023年度(23年10月から24年9月) 活動予算書 (その他事業がめる場合)

特定非営利活動法人日本ハラル開発推進機構

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		430,000		0	430,000
正会員受取会費	10,000×13人	130,000		0	
賛助会員受取会費	100,000×3社	300,000		0	
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金		0		0	
施設等受入評価益		0		0	
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金		0		0	
4 事業収益		0		0	0
事業収益					
事業収益					
事業収益					
事業収益					
5 その他の収益		0		0	0
受取利息		0		0	
経常収益計		430,000		0	430,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当		0		0	
役員報酬		0		0	
退職給付費用		0		0	
福利厚生費		0		0	
(2) その他経費		240,000		0	240,000
会議費	5,000×4回	20,000		0	
旅費交通費	20,000×10回	200,000		0	
施設等評価費用		0		0	
減価償却費		0		0	
印刷製本費	2,000×10種	20,000		0	
事業費計		240,000		0	240,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬		0		0	
給料手当		0		0	
退職給付費用		0		0	
福利厚生費		0		0	
(2) その他経費		184,000		0	184,000
消耗品費	5,000×12月	60,000		0	
水道光熱費		0		0	
通信運搬費	2,000×12月	24,000		0	
地代家賃		0		0	
旅費交通費	50,000×1回	50,000		0	
減価償却費		0		0	
知財費	50,000×1回	50,000		0	
管理費計		184,000		0	184,000
経常費用計		424,000		0	424,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		6,000		0	6,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		6,000		0	6,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					6,000

2024年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人日本ハラル開発推進機構

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		530,000		0	530,000
正会員受取会費	10,000×13人	130,000		0	
賛助会員受取会費	100,000×4社	400,000		0	
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金		0		0	
施設等受入評価益		0		0	
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金		0		0	
4 事業収益		0		0	0
事業収益		0		0	
事業収益		0		0	
事業収益		0		0	
事業収益		0		0	
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		530,000		0	530,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当		0		0	
役員報酬		0		0	
退職給付費用		0		0	
福利厚生費		0		0	
(2) その他経費		340,000		0	340,000
会議費	5,000×4回	20,000			
旅費交通費	20,000×15回	300,000			
施設等評価費用		0			
減価償却費		0			
印刷製本費	2,000×10種	20,000			
事業費計		340,000		0	340,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬		0		0	
給料手当		0		0	
退職給付費用		0		0	
福利厚生費		0		0	
(2) その他経費		184,000		0	184,000
消耗品費	5,000×12月	60,000			
水道光熱費		0			
通信運搬費	2,000×12月	24,000			
地代家賃		0			
旅費交通費	50,000×2回	100,000			
減価償却費		0			
管理費計		184,000		0	184,000
経常費用計		524,000		0	524,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		6,000		0	6,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③・・・④		6,000		0	6,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					6,000